

告知放送原稿〔410〕 犬・猫の飼い方

放送予定日 3月31日まで

環境衛生課からお知らせします。

市には、犬や猫に関する苦情が寄せられることがあります。人も動物も安心して暮らすことができるよう、次のルールやマナーを守りましょう。

・犬の放し飼いは県の条例で禁止されています。運動や散歩のときは必ずリードを付け、犬を制御できるようにしましょう。また、フンは必ず後始末しましょう。

・猫は屋内で飼うように努めましょう。また、飼い主のいない猫への餌やりにより、近隣の方に猫の糞尿などによって迷惑がかかることがあります。排泄物や残飯などの清掃、不妊去勢手術を行わず近隣の迷惑となるような餌やりはやめましょう。

環境衛生課からお知らせしました。